

自由の問題

— バルメスの思想の一断面 —

一色忠良

放任と並び考えられたり、拘束の欠如といったものが、抽象的にいって、自由の観念に対する一般的な受けとり方であるとするなら、万人には万人の、いな、無数の自由が存在することになり、結局は完全な自由の獲得は人間には不可能なこととなり、人間以外のものにそれを求めるの外はないだろう。

人間の歴史に、いわゆる自由が市民権をもって現れるのは、それほど遠い過去のことではない。それは18世紀の後半、産業革命に続くフランス革命で、民衆の自己主張、市民の自覚として地上に現れた。もっとも、哲学者の世紀といわれるこの時代の啓蒙思想家のなかでも、モンテスキューはカトリック教徒、ボルテールはニュートンの神の信奉者、そしてルソーは有名な「エミール」のなかで「イエズスの生涯と死は、神のそれであった。」と語っているなど、教会に対する場合とちがって、宗教そのものに対するときは、自由の観念についても必ずしも一様ではない見解を抱いていたようだが、ともあれ、この時期以後、自由の観念は進歩の思想と相寄って、他の政治、経済、思想等の広い分野にわたって滲透し、また絶えざる問題の提起者になっていることは事実である。

1945年に発効を見た国連憲章でも、すでに、すべての人のために、人権および基本的自由を尊重する途を開いており、つづいて公にされた「人権に関する世界宣言」においても、思想、良心および宗教の自由を享有する権利が決定されたことは、周知の通りである。

昨 1965 年 9 月 21 日、第二バティカン公会議において、「宗教の自由についての宣言」が決定されたことは耳新しいが、布教国たるわが国においては、宗教に対する一般の自覚的理解の不足やキリスト教の定着度の稀薄さのゆえにか、正確な受けとり方がなされていないのみか、誤解されて伝えられたり、歪曲されて考えられたり、また、ためにする臆断の向きすらあるやに聞く。動かし難い自らの信仰の真正を確信することと、在り方としての自由は、当然に相対的世界観に結びつくものと考えられるのが普通だから、92 年ぶりに招集された公会議で行なわれたこの宣言が、教会内外に、またカトリック教会と布教国たるを問わず、ひろく意外の波紋や危疑の念を生ぜしめたのも、あるいは自然かもしれない。

カトリック教国のなかでも母なる教会の有力な娘のひとりであるイスパニアに、しかも 19 世紀も前半という、隣国に起こった革命の波動のなおおさまらず、しかも内乱と激動の打ちつづく時代にあって、思索と行動にその短い生涯をささげた人にハイメ・バルメス (Jaime Balmes, 1810-1848) がいるが、護教論者、ないしはカトリック思想家と目されるこの人の書いたもののなかで、本稿では前に述べた自由の問題に照準を合わせて一考してみたい。それは、イベリア半島の歴史と土壌のなかに咲いたバルメスの思想が、たんに宗教または哲学思想としてや、彼の祖国の将来にかかわりを見るという意味だけではなく、永遠にくみするこの、たぐい稀なる存在が叫び続けている何ものかに、現代人として傾聴すべきものがあると思うからである。

時とともに、このピックの哲人のなかに魂の糧と指標を求めてやまぬ態度と動向は、たとえば J・コルツ・グラウ、E・ラ・オルデン・ミラクレ、J・ルイス・ヒメネス・コルテス、J・マリア・ガルシーア・エスクデーロをはじめとする諸家の言説にもあらわれているが、何よりも時代と文明の接点に立つことを意識するものにとっては、当然気付くべき真価を彼バルメスの著作のなかに知ることができるからであろう。透徹した彼の文明批評眼は、1966 年の現時点からしても、1841 年の言葉とは思えぬほど生々しく、示

峻深いひびきをもって読まれる。「もしも、いつの日にかヨーロッパがあげて再び何らかの動揺、混乱に遭遇するか、革命思想の世界的風靡ないしは、社会的権力や所有権の上に貧窮からする著しい侵害があるとすれば、もしまた、大国にして頭脳に智恵を、双手に文明と野蛮の手段を併せもち、その国が貧欲かつ狡猾なまなざしを四囲に向けているとすれば……その時には恐らく、危局に直面してカトリック的原理の真価の試みが示されるだろうし、カトリシズムによって支えられ、かつ公にされた統合の力が明らかにされよう。」(“El Protestantismo” cap. XIII) たとえば、こういったことを、彼はすでに、「共産党宣言」の発表にさき立つ7年前に喝破しているのである。

バルメスの生きた19世紀前半のイスパニアにおいて、自由について広く語られることは、まだなかったが、しかし、ピレネーを越えて流入してくる百科全書派の亜流や、それらの思想を奉ずるいく人かの政治家が尖兵となって民衆のなかに入り、イスパニア国内の政治的、社会的騒乱を長引かせていた事実を、このビックの哲人はよく知っていた。しかも、祖国のもろもろの出来ごとに対処するとき、最重要のテーマのひとつとして、自由の問題に思いをひそめたことは、彼の主著「プロテスタンティズムとカトリシズム」を繙けば明らかだし、さらに「基礎哲学」、「社会問題」等をはじめとする幾多の著述、論文中にいっそう豊富にそれを発見することができる。その意味では近代ヨーロッパのカトリックの分野で、けだし先駆者の一人に数えられるといってもよい。

時代の子として、時代のためにもものを書いた彼は、われわれの時代に仮に生きて享受したとおもわれる自由を経験することはなかったとしても、生得の天才的直観で思想の内実と物事の核心を探り当てたものの如くである。世界の動きに密着し、歴史の流れの摂理的な方向と緊密な関係にある問題——それを、彼の思想の尽きぬ宝庫のなかに蔵している。自由の観望がすなわちそれで、人間存在の根本にかかわることはいうまでもない。

統合ということが、バルメスの社会ないしは政治思想の要のひとつだとするならば、自由の観念は根本的な対象を構成するやに印象づけられようが、彼が後世に提供し続ける脈々たる意味深いことづてを理解しようとするものには、2つの次元の一方のひろがりのみを主とするわけにはいかないことに気付くはずである。自由を検討して、それは、ヨーロッパとキリスト教の見張役をつとめてきたと考えるあたりに文明批評のバルメスの眼があり、さらに、人間生活に意味を付与する価値を信ずるためにある自由、他者と友好裡に共存し彼らに思想の光を提供するためにある自由、自己の属する社会的、政治的共同体の完成のため、ひいては世界の調和と平和の招来のため積極的かつ責任をもって貢献するための自由を、この哲人司祭は説く。

バルメスを目して自由主義の旗手のにない手とするものもいれば、他方また、伝統精神の擁護を反動と見て、そちらの側に彼をつながんとするものもあって、見方は必ずしも一樣ではないが、ともかく、個人の、そして、集団の人間存在における自由が意味するものを、彼自らにきいてみたい。集団のなかでの務めについて、とりわけまた、キリスト教的自由について、ある種のジレンマに現代人が追いこまれている風に見うけられるとき、先ず考えてみたいことは、終始眼前を横切る世紀の動乱と転換期のなかで、自由の意味と自由の真の性質と機能とが、バルメスによってどのように見られていたかということであり、また、人間生活を価値あらしめ、高尚にする自由とははたして、何であるか、ということである。

およそ、自由ほど意味多様にして曖昧模糊、混迷を引きおこす言葉も少なく、バルメスは先ず、するどくそのことを指摘する。「自由——十分に理解されず、しかも頻繁に用いられる言葉のひとつがこれだ。ごく分りやすい、漠としたある観念を含むがゆえに、一見明快そのもののようにとられやすい。他面、適用される事物の多種多様であることによって自ずと無限の意味があたえられることになり、その理解はまったく困難になる。誰がいったい自由なる言葉の適用の数をへらすことができようか。基本的といえるある観

念が、すべての適用例のなかにあるにはあるが、適用の頻度や広がりは無限である。自由とともに周囲はかわる。自由に成長し延びゆくためには、植物のまわりの物は取り除かれねばならず、水が自由に流れるためには、灌漑の作業があるはずであって、網で捕えられた魚や籠に入れられた小鳥を放せば、はじめて彼らは自由を得ることになる。人は自由に友とつき合う。自由な仕方、自由な思想、自由な表現、自由な財産、自由な意志、自由な行為というものがある。囚人は自由をもたず、家の子は自由を欠き、娘も自由少なく、既婚者も自由とはいえぬ。他郷にあるものは一層自由にふるまい、兵士には自由がない。兵役免除者、徴税免除者もいる。自由投票、自由意見、自由解釈、自由詩があるかと思えば、通商の自由、教育の自由、出版の自由、良心の自由、さらに市民的自由や政治的自由や正義・不正義、合理・不合理、穏健・過激、丁重・無作法、適・不適の自由まで数えれば枚挙にいとまがない。が、恐らく、このことを考えることは、健全なる事実を心に深くとめるのに役立つはずであるから、しばし静思してもらいたい。会話に、論議に、書き物に、法律に、最も重要なことがらが述べられるにさいして、この言葉の用いられることはしばしばだが、そのとき、思慮が必要とされるのは、場合に応じて使われる観念の数と性質についてであり、問題の示す意味についてであり、情況が要求する加減についてであり、さらに件の適用が要求する用意と判断についてである。」(“El Protestantismo,” cap. XIII)

すべて、それら適用の語意に共通して、自由という観念のさまざまな分析的意味をめぐる軸があるのであり、自由の語は要するに、由って来たるものの欠如と何らかのはたらきの修練を妨げる障害、ないしは、それを拘束するつなぎの役を果たしていることを、バルメスは明らかにするわけだが、彼自身、自由についての確たる結論を引き出さねばならぬ時には、この言葉の定義の重要性にふれて、「いかなる場合にも言葉の真の意味を決めるために必要なことは、そのはたらきの性質と情況に留意することであって、その使用には、問題となる種々なる対象物を見失わず、修練の条件、結果に用いられ

る由って来たるものの性質、効用、敷衍等のことが、とかく障害にあったり、制限されたりしがちなものである。」(“El Protestantismo,” cap. LXVI) といっている。

バルメスは、要するに、彼の形而上学に、自由の問題をさぐったといえる。根元にさかのぼって問題を考えて、彼は、人間の自由の大樹の根は、選択の心理的能力にありとする。つまり自由意志である。この根底の上に精神的自由の亭々たる幹が立ち、彼のいわゆる市民的自由、政治的自由といった剛直な小枝がのびる。自由についての驕望、人間性のなかに定着する可能性、高きに向かい永遠の価値の世界にのびる可能性——それを、彼はこういった図で考える。

バルメスはまた、「意志の自由は、知的活動のなかに存し、その決定の原理は、それ自身のなかにある。」(Filosofía Elemental, cap. XI) とするから、彼の本体論では、自由は知性と意志の出会いの賜物ということになる。この大哲が、別の個所で、「知的であることは、対象としてあるものに無関心な観客の謂ではない。理解することを欲するか、しからずんば、欲しないかなのだ。」といっていることをここで付け加えねばならぬ。彼の自由観のなかに見られる倫理的、社会的、政治的考え方の鍵となるものがすなわち知性と意志の間の不離不即の関係であって、無数の現実を処理する要諦がそこにあるのだが、さらにそのことを簡潔な言葉でちじめると、彼の著「基礎哲学」のなかから引き出すことができよう。いわく——「自由は知性によって説明される。それなくしては自由は不合理なものだ。知性なき偶然は、目的も方向も、十分の理由もなしにはたらく力として、われわれの前に現われてくる。すなわち、不合理も最たるものとなる。」(Filosofía Fundamental: Iib. VIII, cap. XVIII)

そうすると、われわれ人間のなかに、はたして真の自由意志があるかということになるが、自由の倫理を忘失せしめていた彼の時代の観念的汎神論の過誤や、社会主義思想の台頭と心理学的方法の側面がもたらすマテリアリズ

ムを前にして、はやくもバルメスは、人間の存在のなかにおける自由意志の実存を、力強い調子で再確認していることを見逃してはなるまい。1846年に出版された彼の著「宗教についてある懐疑論者に与うる書」を見ると、次の字句が読まれる。「スピノザにならって、神に代うるに、いっさいの物質と原因とを以てする、つまるところペールをかぶれる汎神論的徴候のくらのみの下で、たんに活動の原理として、また、その法則の下にある力の運動として、人間における自由を定義づけようとするときに、ビクトル・クザン(1792~1867, フランスの政治家にして哲学者——筆者註)は重大なあやまりを犯している。それは動物的人間の自由, 気のふれた人間の自由であって、詮ずるに自由意志の本質を否定するにひとしい。」(Cartas a un escéptico en materia de religión, Carta 10^a)

彼はまた、人間のなかに、おのが運命の向上、改善のためになすことあるを知らず、たんなる物質的組成と外的影響の結合体以上のものを見ようとしなないロバート・オーウェン、サン・シモン、シャルル・フーリエ等当時の社会主義者たちをしりぞけて、こう批判している。「人類がもし不幸にも、こういった空恐ろしい確信を、たったの一日でも持つことになったとすれば、突如として奈落に落ちることになりかねない。その額は地に接して動物の如く、心は気高さをもちながら、鼓動することをやめるかもしれぬ。悟性の光は消えうせ、意志の力はたるみ、人はさらに動物的本能に身を委ねることになり、万物の王たるの美しき資格を、あるいは放棄することになるだろう。」(Cuestiones sociales: el socialismo, art. 3^o)と。ことに面白いことに、あくなき知的探求家だった彼に「骨相研究」(Estudios frenológicos)という小論文があるが、そこでもバルメスは宿命論の見方に反対してマリアーノ・クビーなる同時代の学者を痛撃している。

彼らの見解に対応して、バルメスが拠って立つべき支えとしている基盤は、プラトンから聖アウグスティヌス、アリストアレスから聖トマス、ルイス・ビーベスからボッシュエへとつながる系譜を踏む古典哲学とキリスト教的

思想の教えであるのだが、彼はさらに発展的に、良心の証言と人々の投票によってもたらされる自由意志の現実化を主張するあたり、現代にさきがける存在だったのである。まるで心理学者でもあるかのような口ぶりで、彼はいつている。

「内なる感覚を通して、さまざまな事柄をただ実行するためというのではなく、同じことをするか、それともやめるかという自由を、われわれが持っていることを、われわれは確認している。われわれが坐臥しているとき、われわれは立ち上がろうとする自由を内にもつ。いくたびとなく、われわれは、必要や都合や勝手から、このことをし、あのことをすることができる。どんな行為について同じことだ。われわれが、ひとつの法に従うとき、また、罰せられる恐さからにあらざれば衝動的感情にかり立てられて行動するような場合、われわれは現に今おこなっている行動を中止する自由を有しているのである。病気その他のやむをえない事由から身体の動きを奪われるとき、われわれは動作を起こさんと欲するか、それとも欲しないかの自由を、自分の内に感ずる。われわれが健全な判断のうちにいる間、われわれは自からの行動のなかに、意志の支配をひとり保っている。人々は身体に従えることができる。だが、魂に従えることはできない。恐怖のなかで、欠乏のなかで、また苦痛のなかで、人々は、とにもかくにも、ひとつのことをなし得るし、また、なさざることも可能であろう。しかも、常に残されて、われわれに委ねられているもの、それは内的決定だ。残忍非道な苦しみのなかでも、かの殉教者たちは、死刑執行人の精緻を極めたむごたらしさに挑んで、その信仰を動ずることはなかったのである。内的感覚の証しに根ざす問題は、何ものに対しても他の助けを必要としないほど決定的なものだ。意志の自由を、われわれはわれわれの内に見い出す。人生の、いついかなる時にも、われわれは、それを経験する。他からそれを教えてもらう必要はない。しかも全人類の立証するところがこの点で一致しているということは、他の場合にはないであろう。善行、悪徳、勲功、褒賞、不名誉、懲罰等は、いつの世、どこの

国にも認められた事実である。もしも、意志の自由を除去するとすれば、これらの言葉の意味するものは何も残らないことになる。というのは、避けられぬことがらには、毀誉褒貶は考えられぬからだ。自由意志がなければ、人の行為は、その内部に住む必然因の流れ出るままであろう。宿命論、すなわち意志の自由を否定せんとする説は、市民なり、家庭なりのいっさいのきずなを破壊し、自由意志を導く基本的原則を混乱させ、人類をば、やりなおしの余地のないものとし、見えざる衝動に従う機械に変えるものである。法律は、そこでは空文となり、賞罰は無用の存在となる。説得のわざも目標を欠く。しかして、自由意志を抱いて、いと高きところに立つべきはずの人間は、宿命論によって、動物のあのあわれな状態にもどるのである。」(Filosofía Elemental: Psicología, cap. IV)

こう考えると、道徳的秩序も、自由意志なくしては、確かに消え失せてしまうことになるわけで、徳性も非行も、自由な意志の発動と知性という判断の指針がなければ、意味のないものになるということを知るのである。狂人とか逆上者、子供たちもまた、いかなる外部的力も受けずに自発的行動をおこすことに変わりないのだが、彼らの行為は、厳密にいつて意志の自由によるのでない以上、賞讃に価すべきものでもなければまた、難すべきものでもないことはいうをまたない。知性と徳性の間の消息について、バルメスは、「道徳的秩序のためには、行為の徳性を知り、この知識に従って自由にふるまう能力を必要とする。知的存在というのは、道徳的秩序のなかにあるというのではなくて、自らが完全な状態にあるとき、いうなれば、じっさいに反省しなくても、少なくとも、道徳的秩序について反省しうる時に、あるものなのである。このことは確かなことで、十分の知識と自由とを有しながら、しかも道徳的な悪を不覚にもわきまえなかったために、ある行為をおかす人があったとしても、それは咎むべきではないのである。」(Filosofía Elemental: Etica, cap. II) といい、罪のことに言及して次のように考察を進める。

「罪のないところに罰はなく、また、ありえない。聖アウグスティヌスの

いえるように、罪は自由意志から出たものであるのだが、もし自由意志から出たものでないとするれば、もはや罪は存在しないことになる。われわれを、神の眼に罪人とするに必要な意志、それは自由という意志だ。罪をつくるためには、もしも意志が自由でないとするなら、それでは不十分であろう。」
(Cartas a un materia de religión: Carta XVI)

たしかに、自由意志を現実に肯定、自覚し人類の歴史にそうて、それを擁護することは、文明世界に貢献せんとするカトリシズムの最も気高き任務の一を形成するものだ、とバルメスには思えたのであろう。そこに、文明批判家バルメスの近代への展望があり、護教家としての透徹した史眼と自覚とがそなわっていたと見てよい。もともと、カトリシズムを通して高々とかけられ、宣言されてきた意志の自由は、このビックの哲人が世に出たことによって、さらに強力に支持されたことになったといえるが、それは後世とくに現代の心ある人々や進歩人には力となり、その反対側に立つ人々には、あらためて警告を発するものであろうし、個性の発展と完成に鼓舞をあたえ、われわれ人間の権威と独立と高尚の感情を完うする途を示しているといつてさしつかえあるまい。

人は、抗しえぬ運命の力に引きずられるものだと考えるとき、あるいはまた、自由の生きた証しが与えらるはずの魂の高揚も空ごとでしかないと思うに至るとき、その時には、何びとも生気を失って動物化する。もはや生けるものの王でもなければ、地上の支配者でもなくなる。巨大な機械の一つの歯車に、人になり下がる時である。ところが、人が自由を自覚し発見するということであれば、まるで反対の事態がここに生ずる。人は自分の運命の主となるからである。善も悪も、すべて彼の手中にある。彼は選ぶことができるのだ。彼の良心の聖所にあっては、暴力をふるうものは誰もいない。魂はそこで王座を占め、霊はそこで権威の座に位する。

そのことをバルメスは、こういって裏書きしている。「もしも人が自由であるなら、最も偉大で恐ろしいものながら、その何たるかを知らないある

ものをば、罪のなかにあるときも、罰をうけているときも、はたまた地獄の絶望のただなかにおいてでさえも、保持しているものだ。自由を欠き、しかも罪せられる人間とは、いったい何であるのか。……もしも、人が自由でありながら苦しむときは、それに価するから苦しむのであって、もしも、われわれが絶望のなかで数々の恐怖に沈む人を見かけるなら、まさしく永遠が刻んだ光の印をその額に持っているのだ。」(“El Protestantismo,” cap. XXIII)

自由という問題を考えるにさいして、健全なリアリストで、しかも人生の注意深い観察者であったバルメスのことゆえ、当然事実から知る意志の自由についての限界は知っており、この点で、実験心理のうえから、また社会学的な立場から、その価値を認めているとあってよからうし、そのことはやがて、彼のいわゆる政治的自由にかかわる問題を提起していく。

彼の書いたもののなかに「統合と自由についての政治哲学的考察」(Consideraciones filosófico-políticas sobre la unidad y la libertad) という論文があるが、そこで彼は、この世の存在物の多くに眼を向け、理性的動物たる人間においてのみ、意志による行動が暴力に屈せず、いかなる内的必然にもなびかぬという意味で、意志の自由を享受するものであることを指摘しながらも、また、数々の環境が事実上自由の所有を拘束していることを見のがしてはいない。

人が生まれてまだ日の浅い時分、そのひ弱な肉体の組織は、どんな知的能力にもまた、その他の精神的能力に対しても活動を許さず、わずかに感覚的なものの運動がはたらくに過ぎない。成長していくに従って、周囲の慈愛と同情とを得るためには、泣くよりほか訴えるすべを知らなかった子供も、言葉を覚え、動作と身振りを活発化していく。食べものの獲得については、久しく両親に頼って生きることになり、さらには、教育を受けるために他人の力を籍りねばならぬことにもなる。以上のような依存状態を離れて自からを自由ならしむることを考えるものが万一ありとすれば、笑止千万というのほかはあるまい。

こう考えてきて、バルメスは自問するのである。——しからば、理性をととのえる年齒に達し、自分で自分の途を歩むことができ、同胞のために有用である存在になったときの人間の自由とは、いったい、何処に存するのか、と。人間生活に不可欠の必要品の獲得のことについては、今ここではいわぬとしても、多くのものを負荷されている国家と職業のわく内での自由がそれであって、つまり、その自由は二通りの制限をうける、とバルメスは、自から認識するまゝを自答するのである。

彼によれば、人がそのペルソナの根元にある自由を享有するという基本問題については、ともに、これをふみにじることがあってはならないが、人間の肉体や精神の発達段階に応じては、また、周囲の環境によっては、ある程度自由が制限をうけることは、ありうることである。つまるところ、バルメスにとって自由とは、聖パウロ、聖アウグスティヌス、その他の著名なキリスト教思想家たちと同様、神から出て人にいたる賜ものというより、それは、人たるものの努力の実りなのであって、時としてはそれを自分のものとするために堅忍不拔の英雄的行為を必要とする時さえあるといえるものなのである。

さて、以上見てきたように自由意志の存在を再確認し、これを擁護してきたバルメスが、われわれに明確な形で教えてくれるもうひとつの点、それは、自由は人の精神生活の軸そのものだということであり、しかして、自由という樹の幹は道徳的自由にあるということである。「物的秩序のなかでは、行為は、それがあつたままのものであり、それら行為をおこなうものの知識と離れて別である。しかしながら、精神的秩序のなかでは、それをおこなうものの知識と自由とにかかってくるのであり、この知識と自由とは、同じ精神的秩序にかかわりを持ち得ることであらねばならない。そうでなければ、人のものである行為は生じない。」(Filosofía Elemental: Etica, cap. II) バルメスは、倫理について述べた頁でこう記しており、ここらに自由と真と善との間の深いつながりが考えられるわけで、たとえば、人は自由意志の運動の

なかにあつて、しようと思えば真理や学問を軽侮することもできるし、また道徳的行動の範を破ることも出来なくはないが、それらは、出来ることのうち、最も悲しむべき行為であることは、いうまでもあるまい。

真正の精神的自由は、真理を抱きかかえ、正義を包摂するところに存することを、われわれは知っている。自由の真髓にふれた文章で、バルメスは「自由の名は、プロテスタントと似非哲学者たちがそれを所有してより、適用の面で誤解し、曲解されることが少なからずあるように思われる。宗教的、道徳的、社会的、政治的秩序のなかで、それは非常な暗闇のなかに含まれていて、それを隠し、それをいつわるために、どれほど骨が折られているかがよく分るのである。

ンセロは、自由に立派な定義をあたえて、それは法の奴隷である、といった。同じ筆法で、悟性の自由は真理の奴隷たるところにあり、意志の自由は、徳性の奴隷たるところにあるといえよう。今かりに、その秩序を倒し、自由をなきものにせよ。法をとり除き、力をのさばらせよ。真理を去り、過誤を戴け。義をうばって、悪を跋扈せしめよ。この世を永遠のおきてから脱せしめよ。人間と社会を包み、あらゆる秩序へのび、理性的生物に適用される聖なることわりである、その永遠のおきてから。頭にえがいた自由を、その広い範囲の外に求めよ。そうなれば、暴力の支配以外には、何ものも社会には残らぬ。人々には、感情のとりこがあるのみだ。相互間に暴威が、したがって一方に屈従が残るのみだ。」(“El Protestantismo,” cap, XXXVIII)と、高い調子の文字をつらねている。

目に見えぬ大いなる秩序の下に支配されているこの宇宙にあつて、われわれ理性的動物も、このおきての外にありようははずがないのであるが、しかもまた、自由意志というものを除去してその性質を変えてしまわぬ以上は、人間の内にみられる秩序なるものは、必然性のさだめをこうむるものではなく、しかしてまた、その結果でもないはずである、とこの哲人はいう。要するに、世のもろもろのいとなみのなかに、秩序と自由の本質的結合があるの

であるから、人はまさに自由にふるまえるが、それは、目的と価値の統合のなかにおいてであって、それを努め、それを所有することによって、人は充実を得るとするところに、バルメスの終始一貫した人間観があるように思われる。

そして、人間の自由と規範のなかにある具体的秩序の間の接点にある問題を、堂々たる教えを通して擁護してきたことは、カトリシズムの光栄ある偉業の一であると彼は見る。人の自由は、だから、道徳的規範のなかにも、その根本的意味を見出すことになる。つまり、自由意志を吟味し、道徳的自由を解明して、われわれに自由の槍の穂先をさし示し、もってパウロ的な真実正銘のひとすじの柄の自由、つまるところ、最大の自由に指標をあたえてくれたのがバルメスだったのである。

なおもバルメスは、政治的、市民的自由の問題として、自由の小枝を先へと延ばすのであるが、これについては後で述べよう。個人の従うべき社会的秩序の必要なることはいうをまたないが、また、個人は、社会の一部といった風な考え方で社会に吸収されてはならないのであって、自分自身のものと考えうる行動面を持たねばならない。そうでなければ、決して真の文明は、正常に育たない。個人と社会は、同時に完成していかなねばならず、一方が他を妨げるといったことのない、それぞれに分を保った運動をもつべきだと考えられる。

まれに見る激動と変転のなかに眼をすえて生きた哲人の言葉として、今日われわれは、これをきくが、それらは、そのまま、すでに、おごそかな人権思想の認識と発現を説明しているといってもよく、これらのことをまとめて、大著「ヨーロッパ文明と関連せるプロテスタントイズムとカトリシズム」(El Protestantismo comparado con el Catolicismo en su relación con la civilización)として世におくったのが、1841年の半ば、彼が31才の時であり、同年の雑誌「文明」(La Civilización)の発刊について、新聞「社会」(La Sociedad)、政治誌の「国民の思想」(El Pensamiento de la

Nación)へと社会的発言の途を進め、現状を見きわめたるうえ、政治思想の啓蒙、政治批判、さらには施政への助言的介入となっていく当時の彼の情熱を、もういちど想起しつつ、われわれはそれらの文字を読むのである。要は、キリスト教が文明に貢献する最大の恵与のひとつとして、これを見ぬいて公にしたということである。

正しく理解された自由と宗教は、相反するものではなく、たがいに求め合うものである。深い精神的または宗教的風土の社会構造のなかにおいてこそ、基本的な人間の自由と具体的な市民の自由が進展することを、バルメスは、われわれに教えている。ひとたび無信仰と不道德の世が出現するなら、当然に社会的、政治的権力も強められつつ邪悪に向い、暴政をまねきかねない。これより恐るべきものはないのである。真の自由の精神がプロテスタントを起こしたものではなかったし、またそれが実を結んだものでもなかった、と断言するバルメスは、「15世紀のヨーロッパはすでに改革者たちが立ちあがる前に、市民的自由の形を成すまでに歩を進めていた。」(“El Protestantismo,” cap. LVII)と見、それどころか「ルーテルは、キリスト者の自由の観念をいちじるしく変形させた。しかして、およそ改革者たちの教えは、自由を確立するどころか、一挙に自由と社会の秩序に対して損傷をあたえた。」(“El Protestantismo,” cap. XLVIII)と審判を示している。

ところで、彼が称して市民的自由とするものと、当時の哲学と革命の実践が議論にもちこむ政治的自由との間には、懸隔があったように思われる。彼がいう市民的自由とは、計りしり難い彼方より直進し来たれるものの投影であって、卓絶せる目的に向って人生の価値と巡礼の責務をになわされているということから人間に属するもの、つまり、人の生命に対する畏敬、他に向けられる尊厳、肉身および知人、交友等への敬意といったものを包含する。

バルメスが、とくに、政治的自由といっているのは、思想表現の自由、出版の自由、参政の自由等具体的な形の自由で、これらはそれぞれに伝統的な社会構造の変化のなかで育ってきたもので、水準の別な国や社会では事情も

変ることがあり、同日には論じ難いとする。そしてもともと、思想の自由が社会的にひろげて扱われるのは、良心の面から共同生活の場の問題が転ぜられた飛躍があり、この場合の自由の意味と達成には、余程の慎重さが必要だ、といっている。また、出版の自由についてもしばしば問題になるところだが、元来新聞人としての天分と社会学者たるの資質の持ち主だったバルメスは、思想伝達の公器の重要性を認めないわけにはいかず、出版活動は、誤をまき散らし、不信と懐疑の時代を用意したとはいえ、他の方法をもってしては到底達しがたい創造的発明を、宗教、社会、政治、学問、芸術等の各分野にもたらしたとして、これを評価している。今日のイスパニアの政治のなかにみて、このバルメス的分類による自由の考え方が流れて影響を残していると思われぬでもないのだが、また、時代と民族の基底を、彼も外に出ることはできず、リアリストを培う土壌と環境のなかにあるものに、彼が形と名をあたえたといってもよからうが、ともあれ、この19世紀イベリア半島の生んだ明哲が、後者の自由を軽視したとはいえるのであって、現代に生きるわれわれの眼からすれば、前者の自由を強調する余りの誤をおかしたといえそうである。彼はむしろ、当時の状勢のなかで、これら政治的自由の絶対視を批判し、その濫用とたたかったもので、このことの方がかえって評価されいいのかもしれない。事実を承知して、これに対する誘導的な役割を自覚していたと理解した方が、あるいは適當といえるかもしれない。

社会的共同体における人間の自由を、以上に述べたようにはっきりした形に区別したバルメスにとって、政治的自由とはすなわち、共同体の政治に関与することであり、人の精神的自由と市民的自由の用具たるの性質をもつものだった。政治形態は民衆の運命を改善、向上していくための手段と見られねばならぬからである。「政治的自由が、もし何をか意味するものなら、それは市民的自由を手に入れるための手段以外にはないといえる。」(“El Protestantismo,” cap. LXI) と彼は明言する。そして、限りある人間生活に絶対的なものは何ひとつないのであるから、むしろ、政治的自由も絶対的

ではありえず、その要求もその力も相対的なもので、歴史的存在に意味をあたえる目的と価値のはたらきのなかに在る。自由はただ、社会的秩序のなかにあり、他者の正当な自由と共同善つまり全体の福祉との調和のなかにある限りにおいて、真の意味をもつ、と彼は考えた。この秩序と自由という本質的な二大要素をつなぐところに、カトリシズムの政治哲学の教えるものがあると、バルメスは見たのである。

また、キリスト教が人生にもちこんだ、真、善における自由の、この独自の精神的態度から、恰も尽きざる泉のごとく、種々なる社会的な自由が湧出するのであるが、それらはすべて、同程度の価値を占めているわけのものではなく、あるものは人間の基本的要求とつながり、また他のものは歴史的環境による、と彼は見るのだが、かつて聖トマスが指摘した、人の生存権、子供につながる永存権、それに真理探求の権利が前者にはいり、他の自由もすべて、誰もが侵しえぬ人間としての豊かさを構成すべきものとしている。

19世紀の黎明期にあって、社会の混乱にまぎれて主張された自由の濫用に対しバルメスが、用心深く、また、たくましくも立ち向ったことは前に述べたが、事実そうであったればこそ、ひとつひとつの自由のなかに、彼は、尽きざる鉱脈を発見し、人間性の最深、最高のものをつながる糸をたぐり当てたのである。彼の考えた人間の権利、義務のすべてを思想にそうて組織的に述べることは、小論の意図ではないので、しばらく措くとして、ここで、きわめて肝要な市民的自由と精神的自由の問題について若干素描し、さらに宗教的自由の課題について考えてみたい。

市民の自由とは、社会的秩序のなかにある人の地位をとりもどす第一歩となる鎖の環のようなもの、これは、どうしても守り通し、回復せねばならぬ権利であって、これなくしては、われわれは人間喪失にいたることは必定である。「プロテスタンティズムとカトリシズム」73章のうち、実に5章を、このイスパニアの護教家は、聖アウグスティヌスはじめ数々の偉大なキリスト教思想家たちの力強い精神的態度と、それに教皇たちの公布した文章をつ

ぶさに点検することに費しており、そのなかで特に、教会がはじめより、奴隷の魂の解放のため、彼らのみじめな法的地位の改善のため、外的自由の獲得のため、一言にしていえば、いむべき制度に法的禁止をもたらす歴史的風土を創るために、間断なく戦ったことを立証している。

われわれが持ちうる市民的自由は、それだけで止ってはならぬのであって、さらに社会的共存によって、人間精神の開花と発展の根が絶やされぬように、努力が続けられねばならない。そこに、バルメスのいう精神的自由の意味がある。それは、そのまま「人の生くるはパンのみによるにあらず。」の敷衍的説明だ。

さて、そこにあつて社会的秩序とは、めいめいが内にもつ人間性を開花、発展させ、周囲に向つてそれをのばすことのできる構造のものである。そのために必要なことは、一連の権利と自由を認識することである、とバルメスは説くが、純理派哲学者をはじめ、18世紀の啓蒙主義者も革命家たちも、このことには触れてはいなかつたことに注意したい。

人間の精神生活の自由、と彼がさげぶものがそれで、神信仰と礼拝、奉仕の自由が第一に位する。ここで前にも引用した「宗教についてある懐疑論者に与うる書」のなかで彼がいつているところに耳を傾けてみよう。——「真理の柱石にして蒼穹であり、聖主のみ教えの宝庫たる教会は、すべての宗教が神の眼に無差別であるという誤を認めない。……すべての宗教は神の眼の前に無差別であるということは、それらが一様に真理だというにひとしく、つまるところ、それらは一様に偽物だという風におちつく。他宗教のドグマに相對するドグマを教えつつ、すべてをひとしく真理とする宗教は、不合理も最たるも、明々白々の矛盾であらう。」(Carta XVI)

かつてなかつたほどの熱氣と慎重さで、世界の平和が論議にかけられ、キリスト者の一致の氣運が到来したなかで、キリストの代理者によって招集された第二バチカン公会議も、世界の注視裡に幕を閉じたが、エキュメニズムの問題は、教会、信者をあげて、また教会の内外を問わず、いっそう真剣

かつ根底に立ち返って対面すべき課題となっている現在であるが、さて、わがバルメスは、続く文章で、こう述べている。「宗教的真理にまったく無智であったということで、したがってそれを信ずるに至らしめる法に蒙昧であったという廉で、たんにカトリック教会に属しなかったということでは、いかなる人も非難攻撃されてならぬことは確かだ。確かであるがゆえに、パーヨ (1513~89, ヤンセン派の先駆者といわれる神学者——筆者註) の《純粹に否定的な無信仰は罪である。》という提言は非難されたのである。

この点についての教会の教えは、しごく簡単な原理に基づく。つまり、自由なくんば罪なく、知識なくんば自由なし、ということ、これだ。真の宗教を信じないということで、神の眼に、ほんとうの罪となるに必要な知識が存在する場合、誰が無知に克ち、誰が無知に負けるのであろうか。離教者やプロテスタントや無信仰者の間に、無知がどの点まで打ち克ち難いものになっているのか。真の宗教を信ぜざるがゆえに、神の眼に罪人であるのは誰であるのか。罪なき人は誰か。これらのことは事実の問題で、教会はこの点について何も教えない。一般的な教義を確立するにとどまり、その適用を正義と神のあわれみに委ねている。」すでに矢は弦をはなれたエキュメニズムの実践的方向に、多くの目が向けられている今日、かつての教会分離の原因が、公正な史眼から再びも、三度も糾明され、研究されていかねばならぬことは当然だが、120年以前にいいはなった彼の言葉は、まことに示唆深く、われわれの耳朶をうつ。他方また、その意志にあらざる環境によって、教会のふところから遠く離れていった人々にも、救いの門が閉されているとは、ドグマのうえで、いいきれぬことをも暗示している。

宗教的自由または信仰の自由について考えるとき、二つの意味がある。一はアウグスティヌス的意味であって、洗礼を施されるさい、教会法の規定にあるとおり、人はただ、自由に自分の意志で信じうるということである。《Credere non potest homo nisi volens.》望むことのない人は、信ずることはできないのである。他は、その裏返しであって、真の宗教を信じ、それ

に基いて生きる権利は何人にも妨げられてはいけないということである。誤った信仰には、厳密な意味で、宗教的自由はない。というのは、誤った権利というものはないからである。

寛容という問題が、ここで当然おこってくるが、このことについてバルメスは、たびたび引用してきた彼の主著「プロテスタンティズムとカトリシズム」の4章を費してこれを取り扱い、彼独自の心理学的ないしは社会学的観察を見せているが、それは、当時の著述家の誰よりも柔軟かつ鋭い洞察を示すものであった。現在その意味がさらに増していることはいうまでもない。

「寛容と不寛容とは思想の秩序を意味し、社会の保全は、その理解と適用の良否とにかかっている。寛容の原理のなかには、深く微妙な権利の問題があって、それをめぐって大方の歴史が回っておるのであり、この寛容の問題の解明しただけでは、あるいは過去が糾弾されて現在が崩壊し、基礎のない砂上よりももろい未来に、家を建てることになりかねない不安定のあることを、知っている人は少くないのである。」(“El Protestantismo,” cap. XXXIV) とバルメスはいう。普遍的な寛容の問題が、じつは、一方では致し方のない原理的態度のように理解され、また、そのことに非難をあげてきたバルメスの時代にあつて、その意味するものを明らかにする必要のあつたことはいうまでもない。が、また、宗教の絶対的な自由は自然法のなかにあり、人の必要かつ否定しえぬ権利の一であり、それによつてはじめて眞の進歩を獲得するものだという信条をもつ、自由主義的一般の風潮の現代にあつては、いっそうこのことは重要な日常の指針となってくる。

寛容とは何か。「寛容とは、悪いと判断はするが、罰せずに見過すことが時宜を得ると思ふことを、堪え忍ぶことである。このようにして、われわれはよく、中傷や悪口を我慢するなどというが、何人も善行を我慢するなどということは、ついぞ耳にしたことがない。」(“El Protestantismo,” cap. XXXIV) と、バルメスは説明する。この定義でみると、寛容は、否定という意志の実践的態度を予想する。寛大とはつまり、現在または今後におこり

うべき悪に対して、そのもの自体にも、それを含むものにも縛られぬものであって、同時にまた、堪え忍ぶ対象が悪であり、非難さるべきものとする分別の実践的な知恵でもある。一口でいえば、人の甘受する否定的価値があるということであって、それは、慎重であるという外的動機によって、価値がはかれるものだといえる。だから、寛大といっても、正邪善悪を同視するということは起こりえないのであって、真理と徳性の永遠の規範の存在が認識されぬところ、道徳的または宗教的不可知論の君臨するところには、厳密な意味では、寛容ということはありません。

では、寛容ははたして、正当なことであるか、という問題を提起して、バルメスは、ドグマの上での寛容、つまり神学的ないしは知的寛容と、市民的ないしは実践的寛容を区別することが必要だとする。前者は、ものそのもののなかにある宗教的ないしは道徳的過誤をゆるす寛容、後者は道徳なりドグマについての過誤をおかす人に対する寛容であって、さらにいえば、ドグマの上での寛容とは、ひとり自己の宗教なり道徳なりが真理であると信じながら、しかもなお、他の宗教なり道徳なりが、たとえ偽物であろうとも、それを妨害し邪魔してはならぬとする人の精神的立場をいう。こういった人は、その信ずるところをよしとし、同時にまた、他のどんな宗教的規範や原理の教えをも、これを受け容れる。似非宗教が真の宗教と同じ特権を享受するというのを、寛容を旗印にする人たちは、どのようにしてゆるし、また防止しようとするのであるか、という疑問をさしはさまないわけにはいくまい。

教会の真理の擁護者であり、近代の使徒たるの名にふさわしい司祭バルメスが、ことドグマについては、その寛容を難じたことは、いうまでもない。じじつ、この哲人にとって、すべての宗教を同じ真理として、または、その反対に同じ似非ものとして評価することは、能わぬことだった。ところが、彼の著述を入念に読み、その思想をたずねるものは、こと市民的寛容に関しては、彼がいかほどこれを勧め、これを教え、不寛容を憎んで寛容の実践を光榮としていたかを知ることができるのである。彼によれば、実践的寛容

は、愛と謙遜と内的性質のもろもろの徳性から生まれる。

愛は、すべての人を、大敵をすら愛するようにわれらに迫り、われわれの過誤と転落を救わんとする。愛は、悪よりぬけ出る人を助けんとする。宗教や信条の別なく、すべての人を人類の大家族の一員として、特にまた、理性をくらませ、心のなかの悪い性向の根を下ろす罪で弱れる人があれば、彼を心の友として考えて近づかせる。何びとをも、救いの期待からはずすことはない。

真理の行者として、人のこころの消息に深く通じていたバルメスは、経験から推しても、愛と謙遜に加うるに、実践的寛容を以てせねばならぬことを、よくよく痛感したのであった。この寛容はまさに、忍従の繰り返しから形成される甘受の習慣である。「ここに愛徳心と謙讓の気持も、これをひとしくする二人の司祭がいたとする。一人は隠棲して過し、他は異郷の地に布教し続けている。前者がもし、口を開くなり信仰や教会に害づく言葉をはく男に出くわしたとすると、憤然となって宗教にふれる会話を続けるのが嫌になるだろう。後者となると、同じようなことに慣れきたって、あるいは身をかわし、あるいは休み休み問題を論じつつ平静に身を処してゆけるようになる。」自ら司祭だったバルメスは、こんな手近かな例を出して、それを説明していて面白い。

自由の否定は、個人の生活の貧困をもたらす。人間の自由は、近代の歴史哲学の要求である。人間のひらく独創的開発も世界の進歩も、それなしには生まれぬからである。それぞれの能力の運動が相妨げる原因とはならぬものとして、自由を規正し、理解し、それがそれぞれの領域を持つにあらずんば、真の文明は存在しえぬ。——そうバルメスは考えた。古代の哲人は、自由とは法の奴隷になることだ、といったそうだが、近代に生きたイスパニアの哲人は、文明＝真の自由 なりと想見した。真の文明とは、その進歩と発展のなかで、自らの限界を見い出す個々の行為の結果であると確信したからである。

なお、個人の自由について考えたバルメスは、こう表明している。「もし人が一人で生きるなら、自然が彼にあたえた手段の手をのぼして、生きるに必要な物を自由に手にいれよう。見つけしだい木に生る果実をとるだろう。最も便利な洞穴に身を寄せるだろう。もし小屋を建てたら、必要に応じ思いのままにその場所を選び、建築の様式を決めるだろう。世界は彼のものとなり、所有と収益とは彼の力の限度に応じよう。人が他人相寄って集る瞬間から、この自由は不可能になる。人めいめいがはじめに持った権利を守ろうとするなら、何びとも、また何ものに対する権利も存在しなくなろう。」(Filosafía Elemental, Etica cap. XXII) 理性と権利とがともになってはじめて、個々の自由の推進力となるということである。理性という精神的機能は社会の構成原理から出、そしてまた、社会的行為の調整、規準たるものだというのである。正義は、そこで、他者の行為との関係のなかで、自分の行為の正しい節度を決めていくのである。個人の自由は、要するに、進歩の力となって社会の上にはたらかねばならないのであって、それが「真の文明にとって、必要欠くべからざる、そして最も豊かな要素だ。」(“El Protestantismo,” cap. XXII) というバルメスは、さらに、革命を不可能にすることが急務であって、しかもそれは、道理に合致した自由を回復し、しかして、すべての不正、不義を直くする力、改変する力によって達せられると考えていた。

彼の時代の文明世界は異常であり、病的ですらあった。魂の医師バルメスは、真の自由のなかに見られる宗教と進歩の精神の結合によってのみ、人類に新たな展望が開かれるということを確認して疑わなかった。時と所をこえてバルメスが、われわれ 20 世紀後半に生きるものにあたえた守則はこれだった。そこから「デモクラシーは、宗教とモラルが欠けるととき致命的だ。」(PIO IX, IX) といいきった彼の言葉に、今日のわが国の状況にかんがみて、あらためてわれわれは聴くべき耳をもたねばならないと思う。

